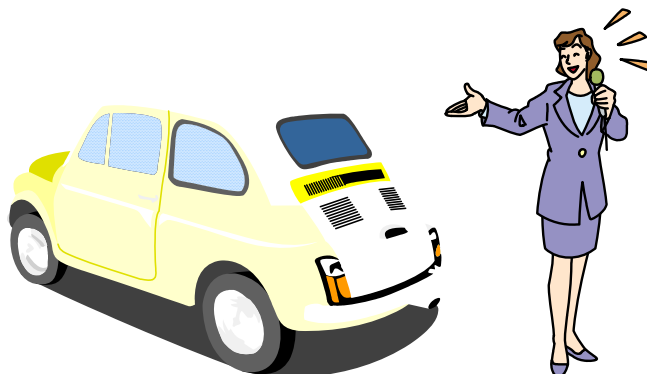


古物営業等の規制概要及び各種申請（届出）手続き

古物営業／質屋営業／金属くず営業

古物営業



◎営業種別

1号営業	古物商 【許可】	古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業（古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うものを除く。）
2号営業	古物市場 【許可】	古物市場（古物商間の古物の売買又は交換のための市場）を営業者営業
3号営業	古物競りあっせん業 【届出】	インターネット・オークション（古物の売買をしようとする者のあっせんを政令で定める方法により行う営業）

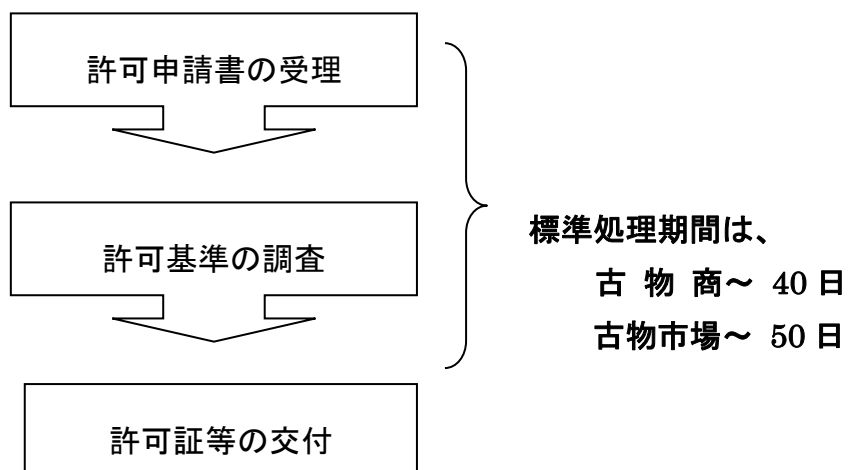
◎許可を受けることができない人

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、又は無許可古物営業等の特定の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - 住居の定まらない者
 - 古物営業の許可を取り消された日から5年を経過しない者
- など

◎申請書・添付書類等

- 申請窓口 営業所を管轄する警察署の生活安全許可事務を担当する課
- 通数 1通
- 申請書・添付書類 「営業許可申請書の添付書類一覧」のとおり。

◎許可申請手続きの流れ



◎申請手数料

手数料徴収項目	手数料の額
許可申請手数料	19,000円
許可証再交付申請手数料	1,300円
許可証書換え申請手数料	1,500円